

旭川市営住宅審議会会議録（要旨）

- 会議名 令和5年度第1回旭川市営住宅審議会
- 開催日時 令和5年11月10日（金） 13:30～14:30
- 開催場所 旭川市役所 新総合庁舎7階 会議室7B（旭川市7条通9丁目）
- 出席者
委員（10人） 及川委員，白川部委員，須藤委員，椿原委員，中田委員，
信木委員，古田委員，本田委員，宮嶋委員，米本委員（五十音順）
事務局（7人） 中野部長，岡田次長，村上主幹，前川補佐，細谷主査
及川主査，和田主任
- 会議の公開・非公開 公開
- 傍聴者
（1）市民 0人
（2）報道機関 1人
- 1 開会
出席委員10名が着席につき，会議を開催。
- 2 新任委員の紹介
委員1名が辞任したことに伴い，信木委員が新任したことの紹介。
- 3 建築部長挨拶
- 4 議事概要
（1）副会長の再選出
副会長の辞任に伴い，副会長を再選出した。
事務局一任との意見があったことから，事務局の案として，信木委員を推薦し，委員
全員の賛成を得て決定。

(2) 単身世帯向け住戸数の適正化に向けた試行の実施

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料2により説明。

(会長)

意見，質問を受け付ける。

(A委員)

5階に単身で入居している高齢者が低層階に住み替えることも対象となるのか。

(事務局)

今回の内容は，新たに入居する方を原則対象としている。

入居者は，住宅に困窮している状況は解消されていることから，原則，住み替えはできないが，入居していて高齢になり階段の昇降が困難になったという場合，医師の診断書があれば申込みすることは可能である。ただ，優先ではないため，抽選で外れる場合もある。

(B委員)

単身高齢者の場合，身体的にも周りの支援が必要になり，問題が生じるのではないか。

(事務局)

市営住宅は，あくまでも住宅を提供するものであるが，福祉部局や社会福祉協議会，包括支援センターなどと協力して，福祉的なケアを進めていければとは考えている。

(C委員)

高齢の母親と息子で入居している世帯があり，息子が日中仕事に出てしまうとお母さんが一人になってしまう。でも，一人暮らしではないので民生委員の訪問の対象とならないといったこともある。

(B委員)

管理人とかも鍵を持っていないと中で倒れていても周りも助けられない。誰に連絡していいかわからないと言ったことにもなり，対処が必要になる。

高齢者だと，ストーブやガスなどの団地の安全性に関わってくる問題もある。

入居してはいけないと言っているのではなく，見守っていくシステムがあったらいいと思う。

(会長)

団地コミュニティに影響があるとの意見を踏まえて事務局で試行していってもらいたい。

(D委員)

認知症があったり，生活の支援が必要という場合は，募集や抽選の段階で入居の制限はできないのか。

(事務局)

入居の条件として、自活できることを条件としており、住宅に困っていて、配慮が必要な方に住宅を提供するというのが市営住宅の役割であることから、認知症らしいからということで入居制限はできないが、入居した後、福祉部局と連携しながら生活を支えていくことは必要だと考えている。

(E 委員)

公営住宅法で、入居できない方の条件があるのか。

(事務局)

市営住宅は、サービスを提供する施設ではないので、自活できなければ入った後で、本人が生活に困ることになってしまうため、自活できない方は入居資格がない。後は、暴力団員や所得が一定以上ある方も入れないことになっている。

(E 委員)

民間住宅を扱う立場からすると、住宅困窮者は、民間住宅に入れない場合が多いので、あてにするのは公営住宅となる。特に市が窓口になるところに入居をあっせんしたいというのが本音である。

(A 委員)

今は大丈夫だけど、半年後には認知症が進んでしまうということもある。

除雪や班長ができないといったことになってきて、自治会の問題にもなってくる。

(会長)

自治会等の心配事の対策を考えてもらえればと思う。

今後の予定として、1年間の試行後に審議会の予定となっているが、何かしらの中間報告があっても良いのかなと思うが。

(事務局)

中間報告を行い、共通認識に立った上で議論していければと考えている。

(3) パートナーシップ宣誓者の市営住宅入居について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料1により説明。

(会長)

意見、質問を受け付ける。

(F 委員)

今までにパートナーシップに関する相談はあったのか。また、見込みはあるのか。

(事務局)

今まで相談は受けておらず、見込みは未知数である。

札幌市での令和4年度の実績で、申込み数が5世帯、実績は1件と把握している。

本市においても、多くはないと考えている。

(F 委員)

宣誓してもらう以外に条件はあるのか。

(事務局)

特にない。通常の所得の基準等は満たす必要がある。

(会長)

入居資格の幅を広げるためのもので、応募は通常どおりということ。

(G 委員)

生活困窮者の相談業務を8年間やっている中で、性的マイノリティに関する相談は2件と実際に相談としてあがってくるのは少ないが、当事者の話を聞くと、公的な機関で相談しづらいという事情もあるようである。

相談受け付けする際に性別欄を「男・女・その他」として必ずしも記入を求めないなど工夫をするようになった。窓口の対応方法も課題と考えられる。

(D 委員)

条例改正は必要ないのか。

(事務局)

旭川市としてパートナーシップ制度は取扱要綱によるものであり、市営住宅においても市営住宅入居事務取扱要綱の改正により行うもので、条例改正の必要はない。

(会長)

他に質問等はないか。

(各委員)

なし。

(会長)

なければ議題2を終了する。

(4) 市営住宅使用料滞納者の法的措置について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料3により説明。

(会長)

質問等を受け付ける。

(G 委員)

法的措置候補者の年齢層はどのようになっているか。

(事務局)

生活保護を受けている方は、保護費から家賃が代理納付され、また年金がある方は安

定した収入があるが、働けるけど仕事をしていないといった30代から50代前半の若い方が多い印象である。

(G委員)

困窮相談でも、稼働年齢層の方の相談は多く、細かく支出を聞くと市営住宅の家賃が滞納だと言う話も多い印象がある。

(E委員)

家賃収納状況を見ると、滞納額が年々減少しているようであるが、家賃も減っているようである。入居率はどのようになっているか。

(事務局)

現在の入居率は80.6%である。

年間120～130世帯が新たに入居するが、250～300世帯が退去しているので、入居者数としては減少している。

退去も高齢者の退去が多く、エレベーターのなく築年数の古い団地の上層階であると、応募してもニーズがないことから、修繕もできず新たな募集にも出せない状況である。

(A委員)

入居者が減ると共用電気代も大変であり、4階5階が空いている場合は、蛍光管を外すなどの工夫をしている。4階5階は募集していないということは理解しているが、下の階も埋めてもらうようなことはできないか。

(事務局)

下の階は募集に出しているが、地区や築年数によっては、入居申込みがないという状況である。先ほどの議題の単身者向けの入居を認めることにより、入居できる人も増えるので、入居者が増える効果を期待している。

(A委員)

建物が古くなると、配管も古くなり、配管清掃が今まで1戸当たり7,000円だったのが、12,000円から13,000円にあがり、個人負担が増えている。

(会長)

市で低層階を集中的に補修するなどして、住んでいる方の負担が少しでも減らせるとよいのかなと思う。

(会長)

滞納額のうち回収不能になるものはあるのか。

(事務局)

ある。例えば自己破産して連帯保証人がいない場合、債務は消滅する。家賃については、私債権で時効5年であるが、5年経つと勝手に消滅するのではなく、本人からの時効の援用がないと消滅しない。5年経って時効の援用を主張されたら債務も消滅するので不納欠損となり回収できないということになる。

(会長)

了解した。他に質問等はないか。

(各委員)

なし。

(会長)

なければ議題4を終了する。

7 その他

(会長)

その他として、全体を通して何か発言等はあるか。

(H委員)

先ほど、家の中で倒れていたらというお話があったが、民生委員の立場としては、倒れていることがわかれば、すぐに救急車を呼ぶ。救急隊が鍵を壊して中に入るには親族の許可が必要になるので、緊急時にどこに連絡すれば良いかわかると良いと思う。

(会長)

先ほどの議題のとおり単身者の入居も増えるとそういったことも増える可能性があり、周囲の人にもどこに問い合わせればわかるかというのを把握していると民生委員も動きやすいのかなと思う。

(E委員)

先ほどの話の中で、空室が4階から5階が多いということだが、単身やニーズの低い住戸の家賃を下げたりはできないのか。

(事務局)

家賃は公営住宅法で決まっているため、下げることはできない。

(E委員)

市営住宅に入りたいという高齢者はまだまだ増えていくと思われる。

除雪が大変だから家を手放して市営住宅に入ると考える方も多い。

(会長)

市営住宅課で総合的に対応していただけると望ましい。

他に質問等はないか。

(各委員)

なし

(会長)

では、事務局から何かあるか。

(事務局)

次回開催は現時点では未定である。開催が決まり次第連絡する。

8 閉会

(会長)

以上で、令和5年度第1回旭川市営住宅審議会を終了する。